

こうか そくてい もんだい
効果測定問題 4

1. 自動車保険は、強制保険に入っていれば任意保険に入る必要はない。
2. 赤色の灯火の点滅信号は、安全を確認した後に、徐行して通行することができる。
3. 車を運転する人は、交通規則を守り、他の人に危険を与えたり、迷惑をかけたりしない社会的な責任と義務がある。
4. 図1の標識は、路面電車の停留所があることを表している。
5. 車両通行帯のない道路では、自動車は中央線寄りを通行するようにする。
6. 交差点やその付近以外の場所で緊急自動車が接近してきた場合は、道路の左側に寄って一時停止をしなければならない。
7. 運転者が疲れているとき、雨にぬれた道路を走るとき、重い荷物を積んでいるときなどは、制動距離が長くなる。
8. ブレーキを数回に分けてかけると、ブレーキランプが点滅するので後続車の迷惑となるのでやめたほうがよい。
9. 車は、横断歩道と、その手前から10m以内の場所では、他の車を追い越したり、追い抜いたりしてはならない。
10. 警察官が腕を横に水平に上げている場合、警察官などの身体に対面する交通は、赤色の灯火の信号と同じ意味である。
11. 安全地帯のない停留所で停止中の路面電車に乗り降りする人がいないときは、路面電車との間隔に関係なく徐行をして側方を通過してもよい。
12. 右折か転回をするときの合図の時期は、右折か転回をしようとする3秒前に合図を行う。
13. 混雑を緩和するため警察官から指示があったので、「歩行者用道路」を通行した。
14. 図2の標識のある道路は、特に認められた車だけは、徐行しながら通行することができる。
15. バックで駐車することは危険なので、車庫などに入れる時は前進で駐車をし、発進する場合は、同乗者などに後方の確認を手伝ってもらうようにする。
16. 停留所で止まっている路線バスなどが、方向指示器などで発進の合図をしたときは、後方の車は、その発進を妨げてはならないが、急ブレーキや急ハンドルで避けなければならないような場合は、先に進むことができる。
17. 図3の標示は、転回禁止の終わりであることを示している。
18. こう配の急な下り坂は、スピードを出しやすいので追い越しに適している。
19. 追い越しをしてもとの車線に戻るタイミングは、できるだけ早いほうがよい。
20. 坂道で行き違う時は、待避所の有無に関係なく、下りの車が上りの車に道を譲る。
21. 普通二輪免許は、18歳以上から免許を取得することができる。
22. 乗車定員11人以上29人以下の車を運転する時は、中型自動車の免許が必要になる。
23. 故障車を、ロープやクレーンでけん引する時は、けん引免許は必要ない。
24. 二輪車に乗る時は、できるだけ身体の一部の露出の多い服装をしたほうが良い。
25. 二輪車に乗る時は、ステップに土踏まずを乗せ、つま先を逆八の字にして足を開いた状態で乗るのが良い。

図1



図2



図3



26. 著しく座高が低い等のため、適切にシートベルトを着用できないときは、シートベルトの着用が免除される場合がある
27. 黄色の灯火の矢印信号は、路面電車に対してのみ意味を表しているので、歩行者や車は進むことができない。
28. 図4のような手信号を警察官がしている場合、警察官などの身体の正面に対面する交通は、青色の灯火と同じ意味を表している。
29. 青色の右向きの矢印信号は、二段階右折の方法で右折する原動機付自転車も青色の矢印に従って右折することができる。
30. 踏切を通過する時は、歩行者や対向車に注意しながらできるだけ左端を通行する。
31. 前方に歩行者や自転車を認めた時は、これらが予期しない行動が考えられるので、いつでもハンドルで避けられるように身構える。
32. 図5の標識は、車線数減少の標識である。
33. 歩行者や自転車のそばを通行する時は、必ず徐行をして、その歩行者や自転車が安全に通行できるようにしなければならない。
34. 路線バス優先通行帯を走行中、通園バスが後方から接近してきたので、優先通行帯から出て道を譲った。
35. 中型自動車の免許を取得した時は、中型自動車のほか、普通自動車、普通自動二輪車、小型特殊自動車、原動機付自転車を運転することができる。
36. 図6の標識は、安全地帯であることを表している。
37. 車は、他の車に追い越される時は、追い越しが終わるまで速度を上げてはいけない。
38. オートマチック車で駐車をする時は、チェンジレバーをLまたは1の位置にしておく。
39. 発進をする時は、まず合図を出してから安全確認をするのがよい。
40. 急ブレーキは、危険を避けるための非常手段として使うもので、やむを得ないとき以外にはかけてはならない。
41. 交差点やその付近で緊急自動車が接近してきた場合には、交差点をさけて一時停止をしなければならないが、近くに交差点のない道路では、左によって進路を譲ればよい。
42. サイドミラーよりルームミラーの方が後続車との距離を正しく目測することができる。
43. 道路が工事中の時は、右側通行してもよいが、はみ出し方はできるだけ少なくしなければならない。
44. 図7の標識は、自転車横断帯を表している。
45. 前方の信号が青色のときは、交通が混雑していても、後続車のことを考えて交差点に進入したほうがよい。
46. タイヤが磨り減っている時は、摩擦力が大きくなり、停止距離が短くなる。
47. 徐行とは、標識や標示によって示されている最高速度の2分の1以下の速度で進行することである。
48. 砂利道は、舗装道路に比べて制動距離が短くなる。
49. 標識や標示によって横断や転回が禁止されているところでは、同時に後退も禁止されている。



図5



図6



図7



50. タクシーを回送^{かいそう}する目的^{もくてき}で運転^{うんでん}するときでも、第二種普通免許^{だいにしゆ ふつう めんきよ}が必要^{ひつよう}である。